

1 着任のごあいさつ



福岡労働局長
野澤英児

7月10日付で福岡労働局長に着任しました野澤と申します。よろしくお願いたします。

労働行政の基本は、ハローワークや労働基準監督署の業務を通じて、雇用の安定や労働者の適正な労働条件、安全と健康の確保を図ることにあります。そのため、福岡労働局では、それらの機関的確かかつ効果的な業務運営に努めてまいります。また、すべての人が健康で安心して働くことができ、人材の確保・育成や生産性の向上、女性の活躍推進や地方創生を実現するためにも、労使の意識改革を進め、効率的な働き方による時間外労働の削減や休暇の取得促進をはじめとする「働き方改革」を強く進めることとしています。

この「福岡労働局 News」では、こうした福岡労働局の取組をトピックスとして皆様にお伝えし、労働行政を少しでも身近に感じていただけるよう情報発信を行ってまいります。是非ご一読いただき、少しでも皆様のご理解、ご協力を賜れば幸いです。

2 福岡県最低賃金が1時間789円に改定 10月1日から発効!



平成29年8月7日、福岡県最低賃金の改正決定について、有田会長から野澤局長に対して答申された様子

平成29年7月6日、辻田前局長から福岡県最低賃金審議会の有田会長に対し、平成29年度の福岡県最低賃金の改正決定について諮問が行われました。

これを受けて当審議会において、厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について」（福岡県は24円）などを参考として審議が行われ、8月7日に有田会長から野澤局長に対し、1時間789円とする旨の答申（掲載写真のとおり）がありました。

その後、平成29年8月23日の異議審議を経て、1時間789円とする旨の再答申があり、9月1日の官報掲載による公示、10月1日から発効の運びとなりました。

福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局労働基準部 賃金室 092-411-4578

3 障害者雇用促進面談会（福岡地区）を開催しました！！



平成29年9月20日（水）に実施した障害者雇用促進面談会の風景

福岡労働局では、障害者の方々と企業の採用担当者が直接面接できる場として、障害者雇用促進面談会を平成29年9月20日（水）に福岡国際会議場にて開催いたしました。

参加企業44社（1社欠席）に対して335名の障害者の方々が参加され、終了時刻間際まで熱心に面談が行われていました。

また、当日は、野澤労働局長も活発な面談風景を視察されました。

福岡労働局管内のハローワークにおける障害者の方々の新規求職登録数は、年々増加しており、また就職件数も着実に伸びています。平成29年3月末現在では、新規求職者登録者数、就職件数ともに過去最高を記録しています。

福岡労働局では、平成30年4月1日から民間企業における法定雇用率が、2.2%（3年を経過しない前に更に0.1%引き上げ）になることを踏まえ、今後とも求職者、企業の方々への支援の取り組みを進めてまいります。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局職業安定部 職業対策課 092-434-9807

4 無期転換ルール取組促進キャンペーンの実施・・・経済団体へ要請！・・・



平成29年9月19日（火）に実施した経済団体への要請の風景

福岡労働局では、9月～10月を無期転換ルール取組促進キャンペーンとして、集中的に周知・啓発活動を実施しました。

雇用環境・均等部指導課内に「無期転換ルール特別相談窓口」を設置し、事業主や労働者からの相談に対応しました。

また、平成29年9月19日に福岡労働局長より、県内の主要経済団体(福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会)に対して、無期転換ルールへの周知や円滑な導入に向けた取組等を要請しました。

野澤局長からは、各団体に対して、会員企業への無期転換ルールの内容の早急な周知と併せ、無期転換申込権発生前の雇止めの防止や無期転換後の労働条件などの制度整備についても併せて周知を行っていただくよう要請をいたしました。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 092-411-4894